

法務省民商第1067号
平成14年4月25日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第149号。以下「改正法」という。）、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第150号。以下「整備法」という。）及び商業登記規則等の一部を改正する省令（平成14年法務省令第34号。以下「改正省令」という。）が本年5月1日から施行されることとなり、これに伴い昭和39年3月11日付け法務省民事甲第472号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」（以下「準則」という。）の一部を改正します（平成14年4月25日付け法務省民商第1066号当職通達）が、これらに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正法による改正後の商法（明治32年法律第48号）を、「特例法」とあるのは改正法による改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）を、「保業法」とあるのは整備法による改正後の保険業法（平成7年法律第105号）を、「投信法」とあるのは整備法による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「法登規」とあるのは改正省令による改正後の法人登記規則（昭和39年法務省令第46号）を、「投法登規」とあるのは改正省令による改正後の投資法人登記規則（平成10年法務省令第51号）を、「登税法」とあるのは登録免許税法（昭和42年法律第35号）をいいます。

記

第1 株式会社に関する改正

1 監査役に関する改正

(1) 監査役の任期

ア 任期の伸長

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会の終結

の時までとされた（法第273条第1項）。

イ 監査役の任期に関する経過措置

改正法の施行の際現に存する会社（以下「既存会社」という。）の監査役で改正法の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものの任期に関しては、改正法の施行後も、なお従前の例によることとされた（改正法附則第7条）。

したがって、既存会社の監査役の任期は、次のとおりとなる。

(ア) 本年5月1日在任していた者にあっては、従来の任期が満了するまで

(イ) 同日以降に選任された者であっても、①同日前に到来した決算期に関する定時総会で選任されたもの又は②同日以降最初に到来した決算期に関する定時総会前に開催された臨時総会で選任されたものにあっては、就任後3年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで

(ウ) 同日以降最初に到来した決算期に関する定時総会以降に選任された者にあっては、就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで

ウ 新設会社の監査役の任期

改正法の施行後に設立された会社については、設立当初から法が適用されるが、会社設立当初の最初の監査役の任期は、従前どおり、就任後1年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までである（法第273条第2項）。

なお、改正法の施行前に認証を受けた定款を添付してされた株式会社の設立登記申請については、その定款中に改正法による改正前の商法に従った監査役の任期に関する規定の記載があつても、受理して差し支えない。

(2) 監査役の取締役会出席義務

監査役は、資本の額が1億円以下の会社の監査役を除き、取締役会に出席しなければならないこととされた（法第260条ノ3第1項、特例法25条）。

(3) 社外監査役の員数等

資本の額が5億円以上又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の会社（以下「大会社」という。）にあっては、監査役の半数以上は、その就任前に当該会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人となったことがない者でなければならないこととされた（特例法第18条第1項）が、選任された監査役が社外監査役であるか否かは、従前のとおり、登記事項とはされていない。

なお、この改正規定は、平成17年5月1日から施行されることとされた（改正法附則第1条ただし書）が、同日において現に存する大会社に係る監査役の員数等に関しては、同日以降最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお従前の例によることとされた（改正法附則第10条）。

(4) 監査役選任議案に関する監査役会の同意権

大会社の取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、

監査役会の同意を得なければならないこととされた(特例法第18条第3項、第3条第2項)。

2 社外取締役の登記

(1) 社外取締役の登記の新設

社外取締役とは、その会社の業務を執行しない取締役であって、過去にその会社又は子会社の業務を執行する取締役又は支配人その他の使用人となつたことがなく、かつ、現に子会社の業務を執行する取締役又はその会社若しくは子会社の支配人その他の使用人でないものをいうとされ、取締役が社外取締役であるときは、その旨の登記をしなければならないこととされた(法第188条第2項第7号ノ2)。

(2) 社外取締役の登記

ア 社外取締役の登記をすべき場合

(ア) 社外取締役が就任した場合

新たに就任した取締役が社外取締役であるときは、その就任の登記と共に、その者が社外取締役である旨の登記を申請しなければならない。

(イ) 社外取締役の登記に関する経過措置

改正法の施行の際現に在任する取締役が社外取締役である場合には、改正法の施行の日を含む任期中に限り、当該取締役が社外取締役である旨の登記をすることを要しないこととされた(改正法附則第2条本文)。

したがって、社外取締役の登記は、改正法の施行の日以降に就任(再任を含む。)する取締役が社外取締役である場合にすれば足りる。ただし、会社が定款を変更して社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定を設定したときは、当該設定による変更の登記と同じ登記期間(3(2)ア参照)内に、社外取締役の登記をしなければならないこととされた(改正法附則第2条ただし書)。

なお、改正法附則第2条本文の規定により社外取締役の登記をすることを要しない場合であっても、社外取締役の登記の申請があったときは、これを受理して差し支えない。

イ 登記の事由

登記の事由は、「取締役の就任」、「社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定の設定」等である。

なお、ア(イ)なお書きの場合には、「社外取締役の登記」とする。

ウ 登記すべき事項

登記すべき事項は、「取締役何某は社外取締役である」旨である。

エ 登録免許税額等

社外取締役の登記の登録免許税額は、申請1件につき、本店所在地においては3万円(資本の金額が1億円以下の会社については、1万円)、支店所在地においては9000円(申請に係る登記が会社の取締役又は監査役に関する事項の変更の登記のみであり、かつ、資本の金額が1億円以下の会社の申請に係るものである場合には、6000円)である(登税法別

表第一第19号(一)ワ、(二)イ)。

なお、取締役が社外取締役である旨の登記を申請する場合においては、申請書に、取締役が社外取締役であることを証する書面を特に添付する必要はない。

オ 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例1(1)によることとする。

(3) 社外取締役の登記の抹消

社外取締役が辞任、退任、解任、死亡等により取締役でなくなった場合には、当該取締役の辞任等の登記と共に、社外取締役の登記の抹消を申請しなければならない。

ア 登記の事由

登記の事由は、「取締役の辞任」等である。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、「平成何年何月何日社外取締役何某の登記辞任により抹消」等の振り合いにより記載する。

ウ 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例1(2)によることとする。

(4) 社外取締役が社外取締役の要件に該当しなくなった場合

社外取締役である取締役が業務を執行する取締役となり、支配人若しくは使用人に就任し、又は子会社の業務を執行する取締役となり、若しくは支配人若しくは使用人に就任したときは、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、その旨の登記を申請しなければならない。

ア 登記の事由

登記の事由は、「社外取締役何某業務執行（又は支配人就任、使用人就任、子会社の業務執行、子会社の支配人就任若しくは子会社の使用人就任）」である。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、「平成何年何月何日社外取締役何某業務執行（又は支配人就任、使用人就任、子会社の業務執行、子会社の支配人就任若しくは子会社の使用人就任）」の振り合いにより記載する。

ウ 添付書面

代理人により申請をする場合におけるその権限を証する書面（商登法第18条）のほか、特に書面の添付を要しない。

エ 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例1(3)によることとする。

(5) 社外取締役について取締役選任決議の不存在等の登記をした場合

社外取締役である取締役について、その選任の決議の不存在、無効若しくは取消し又は判決による取締役の解任の登記をした場合には、当該取締役が社外取締役である旨の登記をも朱抹しなければならぬこととされた（商登

規第85条の2第2項、第1項)。

この場合の登記の記載は、別紙記載例1(4)によることとする。

3 取締役及び監査役の会社に対する責任の免除又は制限の制度の新設

(1) 責任の免除又は制限の方法

ア 株主総会の決議による免除

法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の会社に対する責任は、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、賠償の責めに任すべき額から同条第7項第1号から第3号までに掲げる金額を控除した額を限度として、法第343条に規定する株主総会の決議をもって免除することができることとされた(法第266条第7項、第17項、第18項)。

監査役が任務を怠ったことによる会社に対する責任についても、同様とされた(法第280条第1項、第266条第18項、第7項)。

イ 定款の定めに基づく取締役会決議による免除

会社は、定款をもって、法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の会社に対する責任について、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、賠償の責めに任すべき額から次の(ア)から(ウ)までの金額を控除した額を限度として、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定めることができることとされた(法第266条第12項、第17項、第18項)。

監査役が任務を怠ったことによる会社に対する責任についても、同様とされた(法第280条第1項、第266条第18項、第12項)。

(ア) 取締役会の決議の日の属する営業年度又はその前の各営業年度において、当該取締役が報酬その他の職務遂行の対価(当該取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含む。)として会社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の営業年度ごとの合計額中最も高い額の4年分(ただし、代表取締役にあっては6年分、社外取締役又は監査役にあっては2年分)に相当する額

(イ) 当該取締役又は監査役が会社から受けた退職慰労金の額及び使用人を兼ねる場合の使用人としての退職手当中取締役を兼ねる期間の職務執行の対価である部分の額並びにこれらの性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4(ただし、代表取締役にあっては6、社外取締役又は監査役にあっては2)を乗じた額とのいずれか低い額

(ウ) 当該取締役又は監査役が法第280条ノ21第1項の決議に基づき発行を受けた新株予約権を就任後に行使したときは、行使の時における会社の株式の時価から当該新株予約権の行使による新株1株の発行価額を控除した額に発行を受け、又はこれに代えて移転を受けた株式の数を乗

じた額、新株予約権を就任後に譲渡したときは、その価額から新株予約権の発行価額を控除した額に譲渡した権利の数を乗じた額

ウ 定款の定めに基づく社外取締役の会社に対する責任の制限

会社は、定款をもって、社外取締役との間において、今後その者が取締役として法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款に定めた範囲内においてあらかじめ定める額と次の(ア)から(ウ)までの金額の合計額とのいずれか高い額を限度として、賠償の責めに任ずる旨の契約をすることができる旨を定めることができることとされた（法第266条第19項）。

(ア) 責任の原因となる事実が生じた日の属する営業年度又はその前の各営業年度において、当該社外取締役が報酬その他の職務遂行の対価として会社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の営業年度ごとの合計額中最も高い額の2年分に相当する額

(イ) 当該社外取締役が会社から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に2を乗じた額とのいずれか低い額

(ウ) 当該社外取締役が法第280条ノ21第1項の決議に基づき発行を受けた新株予約権を就任後に行使したときは、行使の時における会社の株式の時価から当該新株予約権の行使による新株1株の発行価額を控除した額に発行を受け、又はこれに代えて移転を受けた株式の数を乗じた額、新株予約権を就任後に譲渡したときは、その価額から新株予約権の発行価額を控除した額に譲渡した権利の数を乗じた額

(2) 責任の免除又は制限に関する規定の設定による変更の登記

ア 登記期間

会社が定款を変更して(1)イの定め（取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定）又は(1)ウの定め（社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定）を設定したときは、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、当該規定の設定による変更の登記をしなければならないこととされた（法第188条第2項第3号、第3項、第67条、第175条第2項第13号）。

イ 登記の事由

登記の事由は、「取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定の設定」又は「社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定の設定」である。

ウ 登記すべき事項

登記すべき事項は、取締役若しくは監査役の会社に対する責任の免除に関する規定又は社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定である。

エ 添付書面

申請書に添付すべき書面は、定款変更に関する株主総会議事録（商登法第79条第1項）及び代理人により申請をする場合にはその権限を証する書面（商登法第18条）である。

オ 役員責任欄の用紙

取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定及び社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定を登記するために、会社の登記用紙に、新たに役員責任欄（甲）及び役員責任欄（乙）の用紙が設けられ（商登規附録第7号），これらの規定の設定による変更の登記の申請をする場合には、申請書に記載すべき規定及び設定の年月日は、役員責任欄（甲）の用紙又は役員責任欄（乙）の用紙と同一の用紙に記載しなければならないこととされた（商登規第80条第3項）。

カ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき、本店所在地においては3万円、支店所在地においては900円である（登税法別表第一第19号（一）ツ、（二）イ）。

キ 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例2(1)によることとする。

(3) 責任の免除又は制限に関する規定の変更による変更の登記

ア 登記期間

会社が定款を変更して取締役若しくは監査役の会社に対する責任の免除に関する規定又は社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定を変更したときは、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、当該変更による変更の登記をしなければならない。

イ 登記の事由

登記の事由は、「取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定の変更」又は「社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定の変更」である。

ウ 登記すべき事項等

登記の申請書に記載すべき登記すべき変更後の規定及び変更の年月日は、役員責任欄（甲）の用紙又は役員責任欄（乙）の用紙と同一の用紙に記載しなければならないこと並びに添付書面及び登録免許税額については、これらの規定の設定による変更の登記の場合（(2)）と同様である。

エ 登記の記載等

登記の記載は、別紙記載例2(2)によることとする。

当該変更による変更前の規定に係る役員責任欄（甲）の用紙又は役員責任欄（乙）の用紙は、閉鎖しなければならない（商登規第44条第1項）。

(4) 責任の免除又は制限に関する規定の廃止による変更の登記

ア 登記期間

会社が定款を変更して取締役若しくは監査役の会社に対する責任の免除に関する規定又は社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定を廃

止したときは、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、当該廃止による変更の登記をしなければならない。

イ 登記の事由

登記の事由は、「取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定の廃止」又は「社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定の廃止」である。

ウ 登記すべき事項

登記すべき事項は、取締役若しくは監査役の会社に対する責任の免除に関する規定又は社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定を廃止した旨及びその年月日である。

エ 添付書面等

添付書面及び登録免許税額については、これらの規定の設定による変更の登記の場合（(2)）と同様である。

オ 登記の記載等

登記の記載は、別紙記載例2(3)によることとする。

廃止された規定に係る役員責任欄（甲）の用紙又は役員責任欄（乙）の用紙は、当該用紙がその欄の用紙の最後の用紙となる場合であっても、閉鎖しなければならないこととされた（商登規第44条第1項）。

第2 相互会社に関する改正

1 監査役に関する改正

(1) 監査役の任期

相互会社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の終結の時までとされた（保業法第53条第2項、法第273条第1項）。

監査役の任期の伸長に伴う整備法の施行の際現に存する相互会社の監査役の任期に関する経過措置（整備法第21条第3項）及び新設相互会社の監査役の任期（保業法第53条第2項、法第273条第2項）は、株式会社の場合（第1の1(1)イ、ウ）と同様である。

(2) 監査役の取締役会出席義務

監査役は、取締役会に出席しなければならないこととされた（保業法第51条第2項、法第260条ノ3第1項）。

(3) 社外監査役の員数等

相互会社についての社外取締役の員数（保業法第59条第1項、特例法第18条第1項）の改正及び当該改正規定の施行期日及び経過措置（整備法第21条第5項、改正法附則第1条ただし書）並びに監査役選任議案に関する監査役会の同意権（保業法第59条第2項、特例法第18条第3項、第3条第2項）については、大会社である株式会社の場合（第1の1(3)、(4)）と同様である。

2 社外取締役の登記

取締役が社外取締役であるときは、その旨の登記を登記をしなければならぬ

いことされた（保業法第27条第2項第3号の2）。相互会社における社外取締役の登記の取扱いについては、株式会社の場合（第1の2）と同様である。

3 取締役又は監査役の相互会社に対する責任の免除又は制限の制度の新設

(1) 責任の免除又は制限の方法

ア 社員総会の特別決議による免除

取締役又は監査役の相互会社に対する責任は、株式会社の場合（第1の3(1)ア）と同様、保業法第62条第2項に規定する社員総会の決議をもって免除することができることとされた（保業法第51条第2項、第53条第2項、法第266条第7項（第3号を除く。）、第17項、第18項）。

イ 定款の定めに基づく取締役会決議による免除

相互会社は、取締役又は監査役の相互会社に対する責任について、株式会社の場合（第1の3(1)イ）と同様、定款をもって、賠償の責めに任すべき額の一部を取締役会の決議をもって免除することができる旨を定めることができることとされた（保業法第51条第2項、第53条第2項、法第266条第12項、第17項、第18項）。

ウ 定款の定めに基づく社外取締役の相互会社に対する責任の制限

相互会社は、社外取締役との間において、株式会社の場合（第1の3(1)ウ）と同様、定款をもって、一定の限度において賠償の責めに任ずる旨の契約をすることができる旨を定めることができることとされた（保業法第51条第2項、第52条第2項、法第266条第19項）。

(2) 責任の免除又は制限に関する規定の設定による変更の登記

ア 登記期間及び登記の事由等

相互会社が定款を変更して(1)イの定め（取締役又は監査役の相互会社に対する責任の免除に関する規定）又は(1)ウの定め（社外取締役の相互会社に対する責任の制限に関する規定）を設定したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、当該規定の設定による変更の登記をしなければならないこととされた（保業法第27条第2項第5号の2、第3項、法第67条）。

この場合における登記の事由及び登記すべき事項は、株式会社の場合（第1の3(2)イ、ウ）と同様である。

イ 添付書面

申請書に添付すべき書面は、定款変更に関する社員総会又は総代会の議事録（保業法第65条、商登法第79条第1項）及び代理人により申請をする場合にはその権限を証する書面（保業法第65条、商登法第18条）である。

ウ 役員責任欄の用紙

取締役又は監査役の相互会社に対する責任の免除に関する規定及び社外取締役の相互会社に対する責任の制限に関する規定を登記するために、相互保険会社登記簿の登記用紙に、新たに役員責任欄（甲）及び役員責任欄（乙）の用紙が設けられた（法登規第2条の2第1項、商登規附録第7号）。

申請書に記載すべき登記すべき規定及び設定の年月日をこれらの用紙と同一の用紙に記載しなければならないことは、株式会社の場合（第1の3(2)才）と同様である（法登規第9条、商登規第80条第3項）。

エ 登録免許税額

登録免許税額は、株式会社の場合（第1の3(2)才）と同様である。

オ 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例3によることとする。

(3) 責任の免除又は制限に関する規定の変更又は廃止による変更の登記

責任の免除又は制限に関する規定の変更又は廃止による変更の登記の取扱いは、株式会社の場合（第1の3(3)、(4)）と同様である。

第3 投資法人に関する改正

1 監督役員に関する改正

監督役員の任期は、4年を超えることができないこととされた（投信法第104条、法第256条第1項）。

なお、投資法人の規約が変更されて監督役員の任期が伸長された場合には、当該変更の際現に在任する監督役員の任期も、当然に伸長される（昭和30年9月12日付け民事甲第1886号当職回答参照）。

2 執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任の免除の制度の新設

(1) 責任の免除の方法

ア 投資主総会の決議による免除

執行役員又は監督役員の投資法人に対する責任は、株式会社の場合（第1の3(1)ア）と同様、投信法第140条第2項において準用する法第343条に規定する投資主総会の決議をもって免除することができることとされた（投信法第109条第5項）。

イ 規約の定めに基づく役員会の決議による免除

投資法人は、執行役員又は監督役員の投資法人に対する責任について、株式会社の場合（第1の3(1)イ）と同様、規約をもって、賠償の責めに任すべき額の一部を役員会の決議をもって免除することができる旨を定めることができることとされた（投信法第109条第9項）。

(2) 責任の免除に関する規定の設定による変更の登記

ア 登記期間及び登記すべき事項

投資法人が規約を変更して(1)イの定め（執行役員又は監督役員の投資法人に対する責任の免除に関する規定）を設定したときは、2週間以内に当該規定を登記しなければならないこととされた（投信法第166条第2項第3号、第71条第2項第9号、第167条）。

イ 添付書面

申請書に添付すべき書面は、規約の変更に関する投資主総会の議事録（投信法第182条、商登法第79条第1項）及び代理人により申請をする場合にはその権限を証する書面（投信法第182条、商登法第18条）である。

ウ 役員責任欄の用紙

執行役員又は監督役員の投資法人に対する責任の免除に関する規定を登記するために、投資法人登記簿の登記用紙に、新たに役員責任欄の用紙が設けられた（投法登規附録）。申請書に記載すべき登記すべき規定及び設定の年月日をこの用紙と同一の用紙に記載しなければならないことは、株式会社の場合（第1の3(2)才）と同様である（投法登規第4条、商登規第80条第3項）。

エ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき1万5000円である（登税法別表第一第19号の3(二)）。

オ 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例4によることとする。

(3) 責任の免除に関する規定の変更又は廃止による変更の登記

責任の免除に関する規定の変更又は廃止による変更の登記の取扱いは、株式会社の場合（第1の3(3), (4)）と同様である。

第4 有限責任中間法人に関する改正

有限責任中間法人の監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとされた（整備法による改正後の中間法人法（平成13年法律第49号）第53条第1項）。

監事の任期の伸長に伴う整備法の施行の際現に存する有限責任中間法人の監事の任期に関する経過措置（整備法第28条第2項）及び新設有限責任中間法人の監事の任期（整備法による改正後の中間法人法第53条第2項）は、株式会社の場合（第1の1(1)イ, ウ）と同様である。

別紙記載例

1 社外取締役の登記

(1) 取締役が社外取締役である旨の登記

ア 新たに就任した取締役が社外取締役である場合

役員欄

	平成 年 月 日	平成 年 月 日
取締役 甲野太郎		
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
	平成14年 6月28日	平成 年 月 日
取締役 乙田春子	以上2名就任	
	平成14年 7月10日登記⑩	平成 年 月 日登記
取締役甲野太郎は社外取締役である		
	平成14年 7月10日登記⑩	平成 年 月 日登記
取締役乙田春子は社外取締役である		
	平成14年 7月10日登記⑩	平成 年 月 日登記

イ 会社が定款を変更して社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定を設定した場合において、改正法の施行の際現に在任する取締役中に社外取締役があるとき

役員欄

取締役 甲野太郎	平成13年 6月29日	平成 年 月 日
	就 任	
	平成13年 7月12日登記⑩	平成 年 月 日登記
取締役甲野太郎は社外取締役である		
	平成14年 7月10日登記⑩	平成 年 月 日登記

(2) 社外取締役である取締役が辞任した場合

役員欄

取締役 甲野太郎	平成14年 6月28日	平成15年 3月 7日
	就 任	辞 任
	平成14年 7月10日登記㊞	平成15年 3月13日登記㊞
取締役甲野太郎は社外取締役である	平成 年 月 日	平成15年 3月 7日 辞任により抹消
	平成14年 7月10日登記㊞	平成15年 3月13日登記㊞

[注] 社外取締役である取締役の退任、解任、死亡等の場合の記載も、同様である。

(3) 社外取締役である取締役が業務を執行する取締役となった場合

役員欄

取締役 甲野太郎	平成14年 6月28日	平成 年 月 日
	就 任	
	平成14年 7月10日登記㊞	平成 年 月 日登記
取締役甲野太郎は社外取締役である	平成 年 月 日	平成15年 9月 9日 取締役甲野太郎業務執行
	平成14年 7月10日登記㊞	平成15年 9月18日登記㊞

[注] 社外取締役である取締役の支配人就任、使用人就任又は子会社の業務執行、子会社の支配人就任若しくは子会社の使用人就任の場合の記載も、同様である。

(4) 社外取締役である取締役について取締役選任決議の不存在の登記をした場合

役員欄

取締役 甲野太郎	平成14年 6月28日	平成 年 月 日
	就 任	
	平成14年 7月10日登記㊞	平成 年 月 日登記
取締役甲野太郎は社外取締役である	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成14年 7月10日登記㊞	平成 年 月 日登記
平成14年6月28日甲野太郎を取締役に選任する決議不存在	平成15年 9月 9日 東京地方裁判所の判決確定	平成 年 月 日
	平成15年 9月18日登記㊞	平成 年 月 日登記

[注] 社外取締役である取締役について取締役選任決議の無効若しくは取消し又は判決による取締役の解任の登記をした場合の記載も、同様である。

2 株式会社の取締役又は監査役の会社に対する責任の免除又は制限に関する規定の登記

(1) 責任の免除又は制限に関する規定を設定した場合

ア 取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定を設定した場合

役員責任欄(甲)

取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定

取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役又は監査役の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、賠償の責めに任すべき額から以下の金額を控除した額を限度として、取締役会の決議をもって商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任又は同法第277条の監査役の責任を免除することができる。

(1) 取締役会の決議の日の属する営業年度又はその前の各営業年度において、当該取締役又は監査役が報酬その他の職務遂行の対価（当該取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含む。）として当会社から受け、又は受けるべき財産上の利益（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）の額の営業年度ごとの合計額のうち、最も高い額の4年分（ただし、代表取締役にあっては6年分、社外取締役又は監査役にあっては2年分）に相当する額

(2) 当該取締役又は監査役が当会社から受けた退職慰労金の額及び使用人を兼ねる場合の使用人としての退職手当中取締役を兼ねる期間の職務執行の対価である部分の額並びにこれらの性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4（ただし、代表取締役にあっては6、社外取締役又は監査役にあっては2）を乗じた額とのいずれか低い額

(3) 当該取締役又は監査役が商法第280条ノ21第1項の決議に基づき発行を受けた新株予約権を就任後に行使したときは、行使の時における当会社の株式の時価から当該新株予約権の行使による新株1株の発行価額を控除した額に発行を受け、又はこれに代えて移転を受けた株式の数を乗じた額、新株予約権を就任後に譲渡したときは、その価額から新株予約権の発行価額を控除した額に譲渡した権利の数を乗じた額

申請人印

平成14年6月28日設定 平成14年7月10日登記印

印

役員責任欄(甲) 1丁

登記官印

イ 社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定を設定した場合
役員責任欄（乙）

社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定

当会社は、社外取締役との間において、当該社外取締役が取締役として商法第266条第1項第5号の行為により当会社に損害を加えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款に定める額の範囲内においてあらかじめ定める額と以下の金額の合計額とのいずれか高い額を限度として、その賠償の責めに任すべき旨を約することができる。

(1) 責任の原因となった事実が生じた日の属する営業年度又はその前の各営業年度において、当該社外取締役が報酬その他の職務遂行の対価として当会社から受け、又は受けるべき財産上の利益（(2)及び(3)に定めるものを除く。）の額の営業年度ごとの合計額のうち、最も高い額の2年分に相当する額

(2) 当該社外取締役が当会社から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数をもって除した額に2を乗じた額とのいずれか低い額

(3) 当該社外取締役が商法第280条ノ21第1項の決議に基づき発行を受けた新株予約権を就任後に行使したときは、行使の時における当会社の株式の時価から当該新株予約権の行使による新株1株の発行価額を控除した額に発行を受け、又はこれに代えて移転を受けた株式の数を乗じた額、新株予約権を就任後に譲渡したときは、その価額から新株予約権の発行価額を控除した額に譲渡した権利の数を乗じた額

平成14年6月28日設定 平成14年7月10日登記㊞

申請人印

㊞

役員責任欄（乙） 1丁

登記官印

(2) 責任の免除又は制限に関する規定を変更した場合

取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定を変更した場合
役員責任欄（甲）（旧用紙）

取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定

取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役又は監査役の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、賠償の責めに任すべき額から以下の金額を控除した額を限度として、取締役会の決議をもつて商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任又は同法第277条の監査役の責任を免除することができる。〈以下略〉

平成14年6月28日設定 平成14年7月10日登記印

役員責任欄（甲）（新用紙）

取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定

取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、…… 〈以下略〉

平成17年6月28日設定 平成17年7月11日登記印

〔注〕 1 旧用紙は閉鎖し（商登規第44条第2項），当該用紙の欄外右下部に閉鎖した旨及びその年月日を記載し、登記官が押印する（同条第1項、商登規第43条、準則第71条第1項）。

2 閉鎖した旧用紙を除却したときは、新用紙の欄外左下部に除却した用紙の丁数及びその除却の年月日を記載して登記官が押印する（準則第16条第1項、第3項、第22条第2項）。

(3) 責任の免除又は制限に関する規定を廃止した場合

取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定を廃止した場合
役員責任欄（甲）

取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定

取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、…… 〈以下略〉

平成14年6月28日設定 平成14年7月10日登記印

平成19年6月28日廃止 平成19年7月10日登記印

〔注〕 1 登記用紙は閉鎖し（商登規第44条第2項），当該用紙の欄外右下部に閉鎖した旨及びその年月日を記載し、登記官が押印する（同条第1項、商登規第43条、準則第71条第1項）。

2 閉鎖した登記用紙を除却したときは、商号・資本欄の用紙の欄外左下部に除却した用紙の丁数及びその除却の年月日を記載して登記官が押印する（準則第16条第2項、第22条第2項）。

- 3 相互会社の取締役又は監査役の相互会社に対する責任の免除又は制限に関する規定の登記
責任の免除又は制限に関する規定を設定した場合
- (1) 取締役又は監査役の相互会社に対する責任の免除に関する規定を設定した場合
役員責任欄（甲）

取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定

取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役又は監査役の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、賠償の責めに任すべき額から以下の金額を控除した額を限度として、取締役会の決議をもって保険業法第51条第2項において準用する商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任又は保険業法第53条第2項において準用する商法第277条の監査役の責任を免除することができる。

(1) 取締役会の決議の日の属する事業年度又はその前の各事業年度において、当該取締役又は監査役が報酬その他の職務遂行の対価（当該取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含む。）として当会社から受け、又は受けるべき財産上の利益（(2)に掲げるものを除く。）の額の事業年度ごとの合計額のうち、最も高い額の4年分（ただし、代表取締役にあっては6年分、社外取締役又は監査役にあっては2年分）に相当する額

(2) 当該取締役又は監査役が当会社から受けた退職慰労金の額及び使用人を兼ねる場合の使用人としての退職手当中取締役を兼ねる期間の職務執行の対価である部分の額並びにこれらの性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4（ただし、代表取締役にあっては6、社外取締役又は監査役にあっては2）を乗じた額とのいずれか低い額

平成14年6月28日設定 平成14年7月10日登記㊞

申請人印



役員責任欄（甲） 1丁

登記官印

(2) 社外取締役の相互会社に対する責任の制限に関する規定を設定した場合
役員責任欄（乙）

社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定

当会社は、社外取締役との間において、当該社外取締役が取締役として保険業法第51条第2項において準用する商法第266条第1項第5号の行為により当会社に損害を加えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款に定める額の範囲内においてあらかじめ定める額と以下の金額の合計額とのいずれか高い額を限度として、その賠償の責めに任すべき旨を約することができる。

- (1) 責任の原因となった事実が生じた日の属する事業年度又はその前の各事業年度において、当該社外取締役が報酬その他の職務遂行の対価として当会社から受け、又は受けるべき財産上の利益（(2)に定めるものを除く。）の額の事業年度ごとの合計額のうち、最も高い額の2年分に相当する額
- (2) 当該社外取締役が当会社から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数をもって除した額に2を乗じた額とのいずれか低い額

平成14年6月28日設定 平成14年7月10日登記④

申請人印

印

役員責任欄(乙) 1丁

登記官印

- 4 投資法人の執行役員又は監督役員の投資法人に対する責任の免除に関する規定の登記
責任の免除に関する規定を設定した場合
役員責任欄

執行役員又は監督役員の投資法人に対する責任の免除に関する規定

執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、賠償の責めに任すべき額から以下の金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって投資信託及び投資法人に関する法律第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任を免除することができる。

- (1) 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として当投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（(2)に掲げるものを除く。）の額の営業期間ごとの合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額
- (2) 当該執行役員又は監督役員が当投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額

平成14年6月28日設定 平成14年7月10日登記㊞

申請人印

㊞

役員責任欄

1 丁

登記官印